

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書作成要領

1 申請の時期

一般競争に参加しようとする者は、表1の左欄の区分に従い参加しようとする地区のいずれか1つの部局長あてに、次号に掲げる申請書等の関係書類を、原則として定期審査を行う年の1月15日までに郵送又は持参にて提出して下さい。（提出の際、参加を希望する地区を選択することができ、その際、右欄の部局長にも提出したものとみなします。また、上記の期間に受付を実施するのは共同企業体のみになりますのでその他の方で定期審査を希望される方はインターネット申請をご利用ください。）

随時申請は令和7年2月3日より受付を開始します。なお、随時申請の場合、3月31日までに資格決定通知書がお手元に届かない場合がありますので、お急ぎの場合はインターネットによる定期申請をご利用ください。

表1

地区別	地 域	地区コード番号	部 局 長
北海道	北海道	01	北海道経済産業局長
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、 山形、福島	02	東北経済産業局長
関東・ 甲信越	茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、新潟、 山梨、長野、静岡	03	経済産業省大臣官房会計課長 経済産業研修所長 関東経済産業局長 資源エネルギー庁長官 特許庁長官 中小企業庁長官
東海・ 北陸	富山、石川、岐阜、愛知、 三重	04	中部経済産業局長
近 畿	福井、滋賀、京都、大阪、兵 庫、奈良、和歌山	05	近畿経済産業局長
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山 口	06	中国経済産業局長
四 国	徳島、香川、愛媛、高知	07	四国経済産業局長
九州・ 沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島、沖縄	08	九州産業局長 那覇産業保安監督事務所長

2 申請者が提出する書類

建設工事

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式1）

(2) 添付書類

イ 営業所一覧表（様式2）

ロ 工事経歴書（様式3）（経営規模等評価申請書に添付した工事経歴書の写しでも代替することができ、提出は任意です。）

ハ 建設共同企業体協定書の写し（建設共同企業体として申請する者に限ります。）

ニ 総合評定値通知書の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定するもので、申請日の直近のものをいい、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の1（一）に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、（二）に規定する健康保険（以下「健康保険」という）及び（三）に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

「当該事実を証明する書類」とは、次に示すいずれかの書類とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」 領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」 社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」 資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」 領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」 雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
- ・適用除外誓約書

注 「申請日の直近のもの」とは、令和5年6月16日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書が複数ある場合はそのうち最新のものをいう。（随時審査の申請にあっては経営事項審査の審査基準日が申請日の1年7月前の日より後のもの）

ホ 建設業許可申請書の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条第1号に定める様式第1号（別紙を含む。）で、申請日から直近のものをいいます。）

ヘ 共同企業体等調書（様式4）（共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する者に限ります。）

ト 納税証明書の写し（直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書（個人にあっては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第9号書式その3又はその3の2、法人にあっては、その3又はその3の3）をいいます。ただし、納付すべき租税が更正債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類が必要です。）

チ 委任状（様式5）（行政書士等の代理申請による場合に限ります。）

測量・建設コンサルタント等業務

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）（様式1）
- (2) 添付書類
 - イ 測量等実績調書（様式2）
 - ロ 技術者経歴書（様式3）
 - ハ 営業所一覧表（様式4）
 - ニ 登記事項証明書又はその写し（法人の場合に限ります。）
 - ホ 登録証明書等又はその写し（測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定による登録、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条の規定による登録、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の規定による登録、その他の登録等を受けている者に限ります。）
 - ヘ 財務諸表類（直前1年の各事業（営業）年度分に貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（個人の場合にあつては、これらに類する書類））
 - ト 納税証明書の写し（直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書（個人にあつては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第9号書式その3又はその3の2、法人にあつては、その3又はその3の3）をいいます。ただし、納付すべき租税が更正債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類が必要です。）
 - チ 委任状（様式5）（行政書士等の代理申請による場合に限ります。）

3 その他

- (1) 前号中に掲げる添付書類のうち官公署が発行する証明書類の写しについては、添付書類等提出日から3ヶ月前までのものを有効とします。
- (2) 前号中に掲げる添付書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認できる他の書類をもって代えることができます。

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類の作成要領

第1 共通事項

- 1 申請書類は、表1（1頁）の左欄に掲げる地区のうち参加を希望する地区の同表右欄に掲げるいずれか1の部局長に提出すれば他の部局長にも提出があったものとみなして扱うものとする。
- 2 申請書類の記載事項の基準日は、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前に受けた経営事項審査の審査基準日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）とする。
- 3 申請書類は全てA4版に統一し、それより大きいもの又は小さいものについては縮小又は拡大すること。また、申請書類はクリップ止めとする。
- 4 申請書類は、日本語で記載するものとする。また、添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付する。
- 5 申請書類の金額表示が外国貨幣額の場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算して得た額を記載する。
- 6 申請書類に用いる文字は、JIS第一水準・第二水準に規定されているものに限る。それ以外の漢字については、類似漢字若しくは仮名に書き換えることとする。

第2 建設工事に係る申請書及び添付書類の作成方法

1 申請書（様式1）の作成方法

- (1) 様式上、「※」に該当する項目については記載しないこと。
- (2) 「01 1：新規／2：更新」欄には、該当する申請区分の番号（1又は2）に○印を付す。
 なお、1：新規とは、当省に対して令和5・6年度の申請を行っていない場合をいう。
- (3) 「04 建設業許可番号」欄には、許可を受けている建設業の許可番号（8桁）を総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。以下同じ。）から転記する。
- (4) 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。

- (5) 「08 法人番号」から「16 メールアドレス」までの各欄は、次により左詰めで記載する。

- ① フリガナの欄はカタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。

なお、「10 商号又は名称」のフリガナの欄の株式会社等法人の種類を表す文字については省略すること（③の例参照）。

- ② 「09 本社（店）住所」欄での丁目、番地は、「－（ハイフン）」により省略して記載すること。

(例)

チ	ヨ	タ	ク	カ	ス	ミ	ガ	セ	キ									
東	京	都	千	代	田	区	霞	が	関	×	－	×	－	×				

- ③ 「10 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	経常建設共同企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)
種類	一般財団法人		一般社団法人		公益財団法人		公益社団法人		特殊財団法人	特例社団法人
略号	(一財)		(一社)		(公財)		(公社)		(特財)	(特社)

(例)

ケ	イ	サ	ド	イ	ケン	セ	ツ				
(株)	経	済	建	設							

- ④ 「11 代表者氏名」欄、「12 担当者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字空けること。

なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。

(例)

チ	ヨ	タ		タ	ロ	ウ				
千	代	田		太	郎					

- ⑤ 「13 本社（店）電話番号」欄、「14 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）欄及び「15 本社（店）FAX番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。

(例)

0	3	－	3	5	8	1	－	×	×	×	×
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑥ 「16 メールアドレス」欄については、当省からの連絡に対応できるアドレスを記載すること。

なお、メールアドレスを持っていない場合、「なし」と記載すること。

- ⑦ 「17 申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に使用する。代理申請をする場合、本欄の押印があれば「11 代表者氏名」欄への押印は不要である。

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要である。

- (6) 「18 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1・2・3のいずれか）に○印を付するとともに、[] 内に外国名を、() 内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお、「2 日本国籍会社（外資比率100%）」とは、100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

- (7) 「19 営業年数」欄には、競争への参加を希望する工事の種類（以下「競争参加資格希望工種」という。）に係る建設業の許可又は登録を受けて事業を開始した日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を控除した期間（1年未満切捨て）を記載する。

なお、共同企業体の場合は同算定方法による各構成員の平均年数（1年未満切捨て）を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は同算定方法による組合及び審査対象者の平均年数（1年未満切捨て）を記載する。

- (8) 「20 総職員数」欄には、審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のものの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のものの数を加えた数を記載する。

- (9) 「21 設立年月日（和暦）」欄には、履歴事項全部証明書証明書記載の会社設立の年月日を記載する。

- (10) 「22 みなし大企業」欄には、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「□下記のいずれかに該当する」にチェックを入れ、上記に該当しない場合は「□該当しない」にチェックを入れること。

- (11) 「23 完成工事高」の各欄については、次により記載する。

ア 「②年間平均完成工事高」欄には、「①競争参加資格希望工種区分」欄の競争参加資格希望工種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を記載するほか、これら以外の完成工事高を同欄の「その他」に一括して計上する。

なお、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記載する。

また、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高の合計金額をそれぞれ

れ記載する。

なお、「②年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書等における「年平均」と同じである。

イ 「③申請を希望する部局」欄については、申請を希望する部局（部局は地区に読み替える）の下欄に「①競争参加資格希望工種区分」欄の競争参加資格希望工種ごとに○印を付する。

(例)

23 完 成 工 事 高	① 競争参加資格 希望工種区分		② 年間平均 完成工事高	③申請を希望する部局							合計
				01	02	03	04	05	06		
				北海道	東北	関東・甲信越	東海・北陸	近畿	中国		
	01	土木一式	△ △ △ △ △ △	○	○		○	○			4
	02	建築一式	△ △ △ △					○			1
高	03	大工	△ △ △ △ △ △					○	○		2
	～	～	～								
	その他		△ △ △								
	合 計		△ △ △ △ △ △	1	1	—	1	3	1		7

2 添付書類の作成方法

(1) 営業所一覧表（様式2）

この様式については、申請日現在で作成し、様式の末尾にある記載要項に従って記載することとする。「営業区域」欄は、申請する営業所に対応する都道府県コードを下表から転記すること。

また、営業所が保有する建設業許可業種に○印を付すること。

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名
00	全国	08	茨城県	16	富山県	24	三重県	32	島根県
01	北海道	09	栃木県	17	石川県	25	滋賀県	33	岡山県
02	青森県	10	群馬県	18	福井県	26	京都府	34	広島県
03	岩手県	11	埼玉県	19	山梨県	27	大阪府	35	山口県
04	宮城県	12	千葉県	20	長野県	28	兵庫県	36	徳島県
05	秋田県	13	東京都	21	岐阜県	29	奈良県	37	香川県
06	山形県	14	神奈川県	22	静岡県	30	和歌山県	38	愛媛県
07	福島県	15	新潟県	23	愛知県	31	鳥取県	39	高知県
								40	福岡県
								41	佐賀県
								42	長崎県
								43	熊本県
								44	大分県
								45	宮崎県
								46	鹿児島県
								47	沖縄県

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式を追加することとし、様式の裏面に記載して差し支えないが、その場合、表面にその旨を注記すること。

(2) 工事経歴書（様式3）

この様式の提出については、申請者の任意とするが、提出する場合は、様式の末尾にある記載要領に従って記載すること。記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式を追加することとし、様式の裏面に記載して差し支えないが、その場合、表面にその旨を注記すること。

また、工事経歴書の作成に当たっては、共同企業体の場合は共同企業体として施工した工事及び各構成員が施工した工事について、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合として施工した工事及び審査対象者が施工した工事について、それぞれ記載する。

なお、本様式は経営規模等評価申請書に添付した工事経歴書（直前1年分）の写しでも代替することができる。

(3) 建設共同企業体協定書の写し

建設事業を共同連帯して営むことを目的として定めた構成員の協定書の写しをいう。

(4) 総合評定値通知書の写し

なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書の写しをそれぞれ提出する。

(5) 建設業許可申請書の写し

(6) 共同企業体等調書（様式4）

共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する申請者が提出するものであり、共同企業体の場合及び官公需適格組合にあつては組合のほか審査対象者が4事業者までの場合（以下「A者の場合」という。）には、共同企業体等調書（その1）及び共同企業体等調書（その3）を作成し、これを超える事業者からなる場合（以下「B者の場合」という。）には、共同企業体等調書（その1）、共同企業体等調書（その2）、共同企業体等調書（その3）及び共同企業体等調書（その4）を作成して提出する。

各欄については、次により記載する。

- ① 「技術職員数」欄には、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事の種類別の技術職員数を、共同企業体にあつては構成員ごとに、官公需適格組合にあつては組合及び審査対象者ごとに、1級、講習受講、監理補佐、基幹、2級及びその他の「①」から「⑪」の各欄にそれぞれ転記し、その合計数値を「計」欄に記載する。また、A者の場合には、①から⑤までの各欄の合計数値を「⑥or計」欄に記載する。
- ② 「自己資本額及び利益額」欄には、総合評定値通知書の「自己資本額」欄に記載されている金額を上段、「利益額」欄に記載されている数値を下段にそれぞれ上記①の区分により転記する。また、「⑥or計」欄及び「計」欄についても上記①の方法により記載する。
- ③ 「経営状況」欄には、総合評定値通知書の「経営状況」欄の「評点（Y）」欄に記載されている点数を上記①の区分により転記する。また、「⑥or計」欄及び「計」欄についても上記①の方法により記載する。
- ④ 「その他の評価項目」欄には、総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」欄の「評点（W）」欄に記載されている点数を上記①の区分により転記する。また、「⑥or計」欄及び「計」欄についても上記①の方法により記載する。
- ⑤ 「元請完成工事高」欄には、総合評定値通知書の「元請完成工事高」欄に記載されている建設工事の種類別の元請完成工事高を上記の①の区分により転記する。また、「⑥or計」欄及び「計」欄についても上記①の方法により転記する。

(7) 納税証明書の写し

(8) 委任状（様式5）

代理人が代理申請をする場合には、申請者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を提出する。（正本を提出すること。）

(9) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機、複写機等を使用して機械的な方法により複写したものであり、鮮明（印影部分を含む）である場合に限り、写しによって差し支えない。

(10) 外国事業者が申請する場合の提出書類等

- ① 申請書の「08 本社（店）住所」欄については、本社（店）の所在する国名及び所在地名を

記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。

- ② 申請書の「09 商号又は名称」欄については、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要である。

3 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち登録の工事種類に係るものである。

第3 測量・建設コンサルタント等業務に係る申請書及び添付書類の作成方法

1 申請書（様式1）の作成方法

- (1) 様式上、「※」に該当する項目については、記載しないこと。
- (2) 「01 1:新規／2:更新」欄には、該当する申請区分の番号（1又は2）に○印を付す。
 なお、1:新規とは、当省に対して令和5・6年度の申請を行っていない場合をいう。
- (3) 「05 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。
- (4) 「07 法人番号」から「14 メールアドレス」までの各欄は、次により左詰めで記載する。

- ① フリガナの欄はカタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。

なお、「08 商号又は名称」のフリガナの欄の株式会社等法人の種類を表す文字については省略すること（③の例参照）。

- ② 「07 本社（店）住所」欄での丁目、番地は「－（ハイフン）」により省略して記載すること。

(例)

チ	ヨ	ダ	ク	カ	ス	ミ	ガ	セ	キ						
東	京	都	千	代	田	区	霞	が	関	×	－	×	－	×	

- ③ 「08 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	経常建設共同企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)
種類	一般財団法人		一般社団法人		公益財団法人		公益社団法人		特殊財団法人	特例社団法人
略号	(一財)		(一社)		(公財)		(公社)		(特財)	(特社)

(例)

ケ	イ	サ	イ	ソ	キ	ヨ	リ		
(株)	経	済	測	量					

- ④ 「09 代表者氏名」欄、「10 担当者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけること。

なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。

(例)

チ	ヨ	ダ	タ	ロ				
千	代	田		太	郎			

- ⑤ 「11 本社（店）電話番号」欄、「12 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）欄及び「13 本社（店）FAX番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。

(例)

0	3	－	3	5	8	1	－	×	×	×	×
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑥ 「14 メールアドレス」欄については、当省からの連絡に対応できるアドレスを記載すること。

なお、メールアドレスがない場合は「なし」と記載すること。

- ⑦ 「15 申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に使用する。代理申請をする場合、

本欄に押印があれば「09 代表者氏名」欄への押印は不要である。

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要である。

(5) 「16 登録を受けている事業」欄については、次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載する。

- ① 測 量 業 者 測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合。
- ② 建 築 士 事 務 所 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合。
- ③ 建設コンサルタント 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合。
- ④ 地 質 調 査 業 者 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合。
- ⑤ 補償コンサルタント 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合。
- ⑥ 不 動 産 鑑 定 業 者 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合。
- ⑦ 土 地 家 屋 調 査 士 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）。
- ⑧ 司 法 書 士 司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合。
- ⑨ 計 量 証 明 事 業 者 計量法（平成 4 年法律第51号）第107条による登録を受けている場合。
- ⑩ その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等を空白の欄に記載する。

(6) 「18 設立年月日（和暦）」欄には、履歴事項全部証明書記載の会社設立の年月日を記載する。

(7) 「19 みなし大企業」欄には、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「☐下記のいずれかに該当する」にチェックを入れ、上記に該当しない場合は「☐該当しない」にチェックを入れること。

(8) 「20 測量等実績高」の各欄については、次により記載する。

ア 「②直前2年度分決算」、「③直前1年度分決算」及び「④直前2ヶ年間の年間平均実績高」の各欄には、競争参加資格希望業種ごとに実績高を記載する（決算が1事業年度1回の場合には、「②直前2年度分決算」及び「③直前1年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。）ほか、希望する業種以外の業種の実績高はその他に一括して計上する。

なお、「③直前1年度分決算」とは審査基準日において確定した決算を含む過去1年間の決算を、「②直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④直前2ヶ年間の

年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。

また、個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載する。

イ 「⑤申請を希望する部局」欄については、申請を希望する部局（部局は地区に読み替える）の下欄に「①競争参加資格希望業種区分」欄の競争参加資格希望業種ごとに○印を付する。

(9) 「21 有資格者数」欄については、当省が指定する次の資格者の範囲に従い該当職員数を記載する。記載する有資格者数は自社の常勤職員数（申請しようとする日の直前の営業年度の終了日の前日において常時雇用している職員数）のみとし、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。ただし、土地家屋調査士法第63条により設立された公共嘱託登記土地家屋調査士協会については、同法同条規定の社員の有資格者数、また、司法書士法第68条により設立された公共嘱託登記司法書士協会については、同法同条規定の社員の有資格者数を含めて記載することができる。

ア 測量

① 測量法（昭和24年法律第188号）による測量士又は測量士補の登録を受けている者

イ 建築関係建設コンサルタント業務

① 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士の免許を受けている者、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の21による建築設備士である者

② 建築士法による2級建築士の免許を受けている者（1級建築士の免許を受けている者を除く。）及び公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験（建築積算資格者試験）に合格し、登録を受けている者

ウ 土木関係建設コンサルタント業務

① 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機器（流体力学）」、「交通・物流機械及び建設機械」、「機構ダイナミクス・制御」、「熱・動力エネルギー機器」又は「機械設計」とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学（農業土木）」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、情報工学部門又は応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者

② 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者

③ 計量法（平成4年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者

④ 電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者

⑤ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者

⑥ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者

エ 地質調査業務

① 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とす

るものに限る。)又は応用理学部門(選択科目を「地質」とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者

- ② 一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者

オ 補償関係コンサルタント業務

- ① 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)による不動産鑑定士の登録を受けている者

- ② 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)による土地家屋調査士の登録を受けている者

- ③ 司法書士法(昭和25年法律第197号)による司法書士の登録を受けている者

- ④ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者

- (10) 「22 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄には、建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づいて登録を受けている部門について、下表の登録部門に対応する番号に○印を付する。

建設コンサルタント業務					
番号	登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門
1	河川、砂防及び海岸・海洋	2	港湾及び空港	3	電力土木
4	道路	5	鉄道	6	上水道及び工業用水道
7	下水道	8	農業土木	9	森林土木
10	水産土木	11	廃棄物	12	造園
13	都市計画及び地方計画	14	地質	15	土質及び基礎
16	鋼構造物及びコンクリート	17	トンネル	18	施工計画、施工設備及び積算
19	建設環境	20	機械	21	電気電子

補償コンサルタント業務					
番号	登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門
22	土地調査	23	土地評価	24	物件
25	機械工作物	26	営業補償・特殊補償	27	事業損失
28	補償関連	29	総合補償		

- (11) 「23 自己資本額」の各欄については、次により記載する。

ア 「①株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載する。

また、外資系企業の場合には、「①株主資本」欄の合計欄の上段()内に外国資本の額を内数で記載する。組合にあつては組合の基本財産と組合員の払込資本金に、利益剰余金を加えた額の合計額を記載する。

イ 「②評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があつた場合には、その合計の額を記載する。

ウ 「③新株予約権」欄には、新株予約権があつた場合にはその額を記載する。

※個人にあつては、「計」欄(P)に、純資産合計(期首資本金+事業主利益+事業主借勘定-事業主貸勘定)の額を記載する。

- (12) 「24 損益計算書」の「税引前当期利益」欄は、直前1年度分決算によって記載する。

- (13) 「25 貸借対照表」の「①流動資産」、「②流動負債」、「③固定資産」及び「④総資本額」の各欄は、直前1年度分決算によって記載する。

- (14) 「26 経営比率」の「①総資本純利益率」、「②流動比率」及び「③自己資本固定比率」の各欄

は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載する。

- (13)「27 外資状況」については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1・2・3のいずれか）に○印を付するとともに、[] 内に外国名を、() 内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお、「2 日本国籍会社（外資比率100%）」とは、100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

- (14)「28 営業年数等」の「④営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間を記載する。ただし、当該事業を中断した期間がある場合は、その期間を排除した期間（1年未満切捨て）を記載する。

- (15)「29 常勤職員の数」の「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載する。また、「④計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載する。

なお、本項における「常勤雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいう。

2 添付書類の作成方法

- (1) 測量等実績調書（様式2）、技術者経歴書（様式3）

この2様式については、各様式の末尾にある記載要領に従って記載すること。

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の書式を追加することとし、様式の裏面に記載して差し支えないが、その場合、表面にその旨を注記すること。

- (2) 営業所一覧表（様式4）

この様式については、申請日現在で作成し、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとする。「営業区域」欄は、申請する営業所に対応する都道府県コードを下表から転記すること。

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名
00	全国	08	茨城県	16	富山県	24	三重県	32	島根県	40	福岡県
01	北海道	09	栃木県	17	石川県	25	滋賀県	33	岡山県	41	佐賀県
02	青森県	10	群馬県	18	福井県	26	京都府	34	広島県	42	長崎県
03	岩手県	11	埼玉県	19	山梨県	27	大阪府	35	山口県	43	熊本県
04	宮城県	12	千葉県	20	長野県	28	兵庫県	36	徳島県	44	大分県
05	秋田県	13	東京都	21	岐阜県	29	奈良県	37	香川県	45	宮崎県
06	山形県	14	神奈川県	22	静岡県	30	和歌山県	38	愛媛県	46	鹿児島県
07	福島県	15	新潟県	23	愛知県	31	鳥取県	39	高知県	47	沖縄県

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式を追加することとし、様式の裏面に記載して差し支えないが、その場合、表面にその旨を注記すること。

- (3) 登記事項証明書

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号に規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面（同法第10条に規定する書面をいう。）をいい、法人が提出する。

- (4) 登録証明書等

1－(5)の①から⑩までに掲げた各登録等についての登録官署が発行する証明書をいう。

なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しない。

(5) 財務諸表類

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表（個人にあっては、これらに類する書類）をいう。

(6) 建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条又は補償コンサルタント登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した者であって、競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、技術者経歴書、営業所一覧表、登記事項証明書及び財務諸表類の添付を省略することができる。

(7) 納税証明書の写し

(8) 委任状（様式5）

代理人が代理申請をする場合には、申請者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を提出する。（正本を提出すること。）

(9) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機、複写機等を使用して機械的な方法により複写したものであり、鮮明（印影部分を含む。）である場合に限り、写しによって差し支えない。

(10) 外国事業者が申請する場合の提出書類等

① 申請書の「07 本社（店）住所」欄については、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載する。

なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。

② 申請書の「08 商号又は名称」欄については、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要である。

③ 登記簿謄本又は身元証明書及び納税証明書については、証明書等に代えて、当該国の所轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とする。

3 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事等に関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録業種に係る契約である。

第4 資格審査申請内容の変更届の作成要領

競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務）（様式6）

(1) この様式については、変更内容を記載し必要書類を添付のうえ提出する。

(2) 変更届出事項

- ① 本社住所
- ② 商号又は名称
- ③ 本社電話番号及びFAX番号
- ④ 本社代表者の氏名（個人の場合は、その者の氏名）
- ⑤ 登録部局、希望工事種別（希望業種区分）の取り消し及び追加をする場合

(3) 変更届出事項に係る添付書類は、次のとおりとする。

- ① 法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合
登記事項証明書の写し
- ② 個人の住所及び氏名に係る変更の場合
住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）の写し
- ③ 登録地区の取り消し、希望工事種別の取り消しをする場合
変更届の写し、廃業届の写し（国土交通省各地方整備局、都道府県知事の受付がされたもの。）
- ④ 登録地区の追加（建設工事）
様式1－2、様式2、建設業許可申請書の写し、総合評定値通知書の写し
- ⑤ 登録地区の追加（測量・建設コンサルタント等業務）
様式1－2、様式4
- ⑥ 希望工事種別の追加（建設工事）
様式1－2、様式2、建設業許可申請書の写し、総合評定値通知書の写し
- ⑦ 希望業種区分の追加（測量・建設コンサルタント等業務）
様式1－1、様式1－2、様式1－3、様式2、様式3、財務諸表類、登録証明書等

※ 添付書類のうち、①及び②の官公署が発行する証明書類の写しについては、添付書類等提出日から3ヶ月前までのものを有効とする。

なお、これら以外の変更届出事項に係る添付書類は不要とする。